

## 会議録

1. 附属機関の名称 : 犬山市伝統的建造物保存委員会

2. 開催日時 : 令和6年8月20日(火) 午後1時30分から午後3時45分まで

3. 開催場所 : 大島家住宅茶室(現場確認)

犬山市文化史料館南館2階 作業室(会議)

4. 出席した者の氏名

(1) 委員 溝口正人(会長)、岩田敏也(会長代理)、梅田佳和、伊神清高、高木文彦、川野真央

※順不同、敬称略

(2) 事務局 (歴史まちづくり課) 加藤課長、渡邊課長補佐、河寄主査補、大前主事

(3) 施工業者 (株)中島工務店

5. 傍聴人の数 0人

6. 内容

### (1)会長の選任、会長代理の指名

○会長に溝口委員を推薦する意見があり、満場一致で賛成であったため、決定となった。

○溝口会長より、会長代理として岩田委員の指名があり、本人の承諾を得たため、決定となった。

○会長の指名により、名簿順に岩田会長代理、梅田委員が議事録の署名者となった。

### (2)協議事項

①令和6年度助成事業(大島家住宅茶室保存修理工事)について

○事務局より資料に基づき、令和6年度に実施している「大島家茶室保存修理工事」について、現地確認での質問、指摘事項等についての確認及び事業内容を説明した。その後、質疑応答を行った。

### 【現地確認での質問・指摘事項】

委員: 躰口(にじりぐち)の板戸について、現状2枚で割り付けられているところを、2枚半に現状変更するということである。これは、大島家住宅茶室が写しとしている又隠(ゆういん)にならった仕様で間違いないか。

施工業者: 登録時の写真を見ると、縦棧の筋がうっすら2本みえたことから、2枚半の割り付けに改めること

とした。又隠の仕様については改めて確認を取る<sup>1</sup>。

施工業者：茶室突上窓について、カビと腐朽により葦簀(よしず)が再使用に耐えられないため、新調する。カビと腐朽の原因は、吹き込んだ雨が抜けずたまること、また湿気によるものと考えられる。対策として木材と銅板の間に透湿防水シートを入れるとともに、定期的にかけて風を通すよう所有者にお願いする。

委員：了解した。

施工業者：西側の雨戸について、現状は嵩上げをして本来よりも小さいものが入っている。今回の復元新調で、枠の大きさにあったものにする。

委員：了解した。中京間を使う地方であっても、茶室は京間で作られているはずなので、気を付けること。

施工業者：北側柱の根継材について、現存の柱の材木の種類は特定できない。イヌマキかとも思われるが、仮にイヌマキであった場合でも、材木の入手が非常に困難である。そこで、今回の修理工事では現存の柱に肌質が似ているサルスベリを使用する。

委員：サルスベリを根継材として使用することについて了解した。サルスベリとした経緯について記録を残すこと。

施工業者：東側の屋根補修のため、腐朽箇所をめぐったところ、銅板の下にガルバリウム鋼板が葺かれていた。今回の工事では取外したガルバリウム鋼板の復旧は行わず、野地板の上に防水シート(ルーフィング)を張り銅板葺を行う。

委員：仕様変更について了解した。

委員：今回の工事にあたって、杉皮等をはがしたことであらわになった柱等の部材のうち、古材と思われるものを平面図又は写真に書き込み、記録すること。

施工業者：承知した。

### 【会議での質疑応答】

委員：サルスベリで接ぎ木をするにあたり、施工方法が金輪継ぎとなっている。曲がった材を使う場合、金輪継ぎについて、相当施行が難しいとおもうが、できるのか。

施工業者：難しいことを承知したうえで、そのような仕様としている。困難な場合は改めて方法を考える。

委員：基礎工事について、内側からコンクリートを補強する修理だが、アンカーを打つ際に今の状態の基礎にうまく打てるか。アンカーが困難であれば緊結等、別の方法を考えるように。

委員：爆裂箇所にアンカーを打つと、基礎がごっそり取れてしまう可能性はないか。

施工業者：一番弱い力(振動)で電動工具を使うが、それで崩れるようであれば違う方法を検討する。

委員：臨機応変に対応するように。

---

<sup>1</sup> 又隠の板戸も2枚半の割り付けで作られていることを後日確認済。

委員：本補助金については、助成を受けた物件を公開することが補助の条件となっているということ  
でよいか。

事務局：そのとおりである。今回の物件は外から見えないので、特別に一般の方にも公開するという方  
法をとっている。公開の方法もいろいろあり、誰でも入ることができる、というところもあれば、決  
められた日だけ入ることができるところもある。

委員：数年前に補助金を使って修理を行ったが、その時に受けた公開についての説明は割合ゆる  
かったように思う。

委員：外から見て、通りから一般の方が普通に見ることができるのであれば、公開しているという整理  
である。ずっと奥の方で、道から全く見えないのであれば、時々開けて中まで見せてもらう。そ  
れも、建物内部まで入る必要はなく、外観だけ見られればそれで公開したという判断になる。

委員：7年度の助成候補物件であれば、通り沿いにあるので、それで公開しているということになる。  
中まで入ってみてくださいという公開まで求めないということで、理解した。

委員：文化財を公開する日というものがなかったか。

事務局：市の主催ではないが、愛知県登録文化財所有者の会の主催で行っている。

委員：公開というのはそんなに厳しい基準でないと認識していた。今回の大島家のように、1年に1回  
公開の機会を設けるということは普通なかなかできない。あまり厳しくすると申請ができなくな  
る。

事務局：広く使いやすくとは考えている。

委員：先ほど話があった、愛知登録有形文化財の会主催の公開事業に協力したこともあるが、毎年  
でなくてもよいと言われている。そういったものを義務付けられると、対応が厳しくなる。対応が  
厳しいと、補助金も申請しなくなり、ひいては(建造物の)残りも悪くなる。なるべく使いやすい  
補助金にしてほしい。

委員：国の登録有形文化財を国庫補助で修理する場合も、基本的には外観だけ対象とするが、内  
部を公開する場合はその部分も補助対象にするなどしている。税金が使われている事業につ  
いては、一般の方にも目に触れる状態にあるということが条件として付くということは犬山市に  
限った話ではない。公開については、入館料を取って公開するというもの限定するのではな  
く、多様な形で結構であるとして、所有者が対応できるような形としてほしい。

### (3) 報告事項

#### ① 令和7年度助成候補物件について

○事務局より資料に基づき、令和7年度に補助金の助成を希望している物件の概要および修理希望箇所  
について説明した。その後、質疑応答を行った。

委員：北側の土地は空き地となっているということでしょうか。

事務局：そのとおりである。

委員：そうすると、空き地よりも建物の土地が低い可能性があり、雨水の浸入で北側の土台廻りが心配である。ヘリテージマネージャーに見てもらう際に、特に確認を取ってほしい。

委員：2階のアルミサッシについては所有者の希望はなかったのか。

事務局：所有者からは2階のアルミサッシの修景希望は聞いていない。今後事業内容を調整する過程で、2階のアルミサッシの修景についても事務局から提案したい。

委員：1階がきれいになると2階の修理していない部分が未施工で目立つようになる。

事務局：1階の修景をやったら2階の修景もやりたくなるというのはご指摘のとおりである。所有者に2階も合わせて修景をやらないか投げかける。

委員：伝建地区でも、ごちゃごちゃの状態だと気にならないが、町並みがきれいになると気になるようになる。犬山城下町でも、ある建物の修景が終わった後、その隣の建物も修景したということがあった。所有者の出せるお金も決まっているので、どのような順番でやるかを決めてもらうとよい。今回でやるのか、将来的にやるのかは別として、2階の修景について市からアドバイスをするように。

事務局：承知した。

## ②文化財所有者に対する「感震ブレーカー」の周知について

○事務局より資料に基づき、市から文化財建造物の所有者に対して行った「感震ブレーカー」の概要及び補助制度の周知について説明した。その後、質疑応答を行った。

委員：「感震ブレーカー」について、コンセントにつけるものと、簡易タイプというのはどういうものなのか。

事務局：簡易タイプについては、分電盤の近くに重りを取り付け、地震があると落下して、物理的にブレーカーを落とす仕組みである。コンセントタイプについては詳細不明なため、確認をとる<sup>2</sup>。

委員：34者の文化財所有者に案内をしたということだが、機器の設置状況について把握するためのアンケート等はおこなったか。

事務局：設置状況についてのアンケートは行っていない。

委員：現状が分かっていないのであれば、アンケート調査をして現状把握してはどうか。自分の家で以前簡易タイプのものをつけようとしたが、取り付けが難しくできなかった。その後、分電盤の取替の際に感震ブレーカー内蔵のものに取り換えた。機器は対応する震度等が決まっていると思うので、把握調査などをおして、おすすめのつけやすい機器を紹介してはどうか。

---

<sup>2</sup> コンセントタイプの感震ブレーカーとは、地震発生時に機器から疑似漏洩電流を流すことで、分電盤の漏電ブレーカーを作動させる仕組みの機器である。

- 委員：東海・東南海地震が予測される中で、火災の発生要因として電気火災は大きいのではないかと。犬山市として、もう少し踏み込んだ内容の情報提供に取り組んではどうか。
- 事務局：そのように取り組んでいきたい。文化財建造物の保存について、現在は点在する個別の文化財建造物の保存に取り組み、その積み上げによって面として維持したいと考えている。
- 委員：耐震については、国も腰を入れて取り組んでいるが、地震後の火災予防については延焼防止の観点から耐震よりもある意味で大切である。
- 委員：昨年度修理が終わった本町車山蔵について、防火対策を検討している。補助事業時に、市から、少なくとも10年間はさわらないようにとの指導を受けたが、火災報知機やスプリンクラー設備もつけてはいけないのか。
- 事務局：「10年間はさわらないように」という説明の趣旨は、例えば今回の修理で取り換えた扉について、急に色を塗りなおすようなことはしてはいけないということである。火災報知器等については、つけていただいて構わない。ただし、つけ方については一度相談してほしい。
- 委員：指導の趣旨としては、修理をした箇所について、手戻りがあったり、もしくは建て直すようなことは公金を使った事業としてふさわしくないということである。事務局から「火災報知器等はつけてもかまわない」旨の発言があったが、本町の車山蔵はそれ自体が登録文化財であり、積極的に防火設備をつけた方が良い。
- 委員：犬山市も含め、地方自治体の補助金は上限が決まっている。その中で、解決すべき課題が年々増えており、傷んだところの修理をやっておしまいではなく、防災や耐震対策をすることが求められている。本町車山蔵は補助額の上限まで達しているということだが、10年間待って防災設備を整備することはできない。外観と主要構造部を修理する事業に対する補助が今あるが、別の補助メニューを作るとか、条文を追記して、別途防災についてはというような但し書きを入れるなどして、なにか別の枠組みを検討できないか。
- 事務局：文化財建造物の防災設備整備の補助金というのは検討しているところである。他の自治体の良い事例等があれば、ぜひご紹介いただきたい。

#### (4)その他

次回の委員会の日程は、改めて調整することとなった。